社債のコベナンツの多様化及び社債管理等について（整理検討メモ）

平成 23 年 1 月 27 日

デフォルト
リ　ス　ク

低　　高

デフォルト社債

社　債　管　理　者

重い責務

会社法上、公平誠実義務・善管注意義務の具体的な責務及び損害賠償の範囲が不明確

デフォルト前後の
利益相反問題

社　債　管　理　者

ＦＡ（Fiscal Agent：財務代理人）

ＦＡ

最近のＦＡ債のデフォルト事例では、機関投資家においても
債権届出その他必要な手続に混乱や回収不安が広がった

社債管理人制度（仮称）

１．コベナンツの多様化（社債・市場参加者の多様化）

1-1　標準的なコベナンツモデルの策定・例示

(1) 劣後性回避機能

① 担保提供制限条項（社債間限定同順位）

⇒ 柔軟化・多様化

② 担附切替条項

(2) センサー機能

① 純資産維持条項

② 利益維持条項

③ 配当制限条項

④ その他

1-2　社債管理者によるコベナンツ管理

1-3　コベナンツ抵触時の対応

発行会社と社債権者（投資家）間の柔軟な条件変更等

⇒ 社債権者集会の活用等

1-4　社債管理者の責務

① 社債管理者の責任範囲の明確化

② 欠格事由の要否の検討

③ 損害賠償責任に係る一般規定の検証

２．コベナンツ等情報開示

○ 投資家保護の観点から、必要なコベナンツ等情報の適切な開示

① 有価証券報告書における開示

② 米国の臨時報告書フォーム８－Ｋに相当する法的開示

③ 取引所による適時開示

① ローンのコベナンツ・担保

⇒ 標準的な情報開示モデルの策定・例示

② 社債のコベナンツ情報の一層の充実

○ 社債管理人制度（仮称）

社債権者の法定代理人として、社債のデフォルト後の債権の保全・回収機能に特化

【具体的な役割・機能（案）】

① 債権の届出

② 同順位の債権に劣後しないよう「管理」

③ 社債権者間の利害調整

④ 社債権者集会の招集（招集権付与）

○ 社債管理人

① 社債のデフォルト後の役割、機能、必要な権限

② 資格要件（担い手、利益相反・欠格要件等）

③ 社債管理者、ＦＡとの分担、「社債管理人の活用」

④ コスト負担

⑤ 社債のデフォルト前（期中）に期待される役割

：第二部会　検討事項

：第三部会　検討事項